

後期高齢者医療制度の

被保険者証(保険証)が切り替えに!

●新しい被保険者証

現在ご使用の後期高齢者医療制度の被保険者証(赤色)は、7月31日が有効期限のため、**新しい被保険者証(緑色)**を7月末日までに郵送します。

被保険者証が届きましたら、記載内容に誤りがないか確認してください。

- ・被保険者証は一人一人に簡易書留で郵送します。
- ・8月になっても被保険者証が届かない方や被保険者証の記載内容に誤りがある方は、住民課国保年金班へご連絡ください。
- ・有効期限を過ぎた被保険者証は、住民課国保年金班へ返却してください。

●医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合

病院等で受診した窓口負担割合は、前年の所得に応じて1割または3割(市町

村民税課税所得が14.5万円以上の被保険者本人と同一世帯に属する被保険者)となります。

いったん3割と判定された方で、申請により医療費が1割負担になる方へ6月中旬に「基準収入額適用申請書」を送付しましたので、7月18日(金)までに住民課国保年金班へ申請してください。



▶8月1日からは緑色の被保険者証になります

●被保険者証をなくしてしまつたとき

被保険者証を紛失したり、誤って破いてしまつたときは、被保険者証を再発行することができません。

【手続きに必要なもの】

- ・本人確認ができる証明書(運転免許証等)
- ・印かん

●限度額適用・標準負担額減額認定証

所得が低い方(※低所得者I・IIに該当する方)は、病院等での窓口負担の上限が低くなつたり、入院時の食事や生活に要する費用が軽減されます。

現在、認定証が交付されている方で今年度も低所得者I・IIに該当する方は、被保険者証と新しい認定証を郵送します。

なお、申請月により同封されていない場合がありますので、同封されていない方は、住民課国保年金班へお問い合わせください。

◎低所得者I・IIに該当する方で、新たに認定証の交付を希望する方は、住民課国保年金班で申請してください。

認定証は申請日の月の初日から有効です。

【手続きに必要なもの】

- ・被保険者証
- ・印かん

※低所得者I
世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる方

※低所得者II
世帯全員が住民税非課税の方(低所得者I以外の方)



◆問い合わせ

住民課国保年金班
☎(84)1214

町民サービスセンター(サビア内) ～証明発行業務停止のお知らせ～

町民サービスセンターでは、戸籍システム入替作業のため、7月25日(金)午後5時以降及び26日(土)、27日(日)は、戸籍関係の証明(戸籍・除籍謄抄本や身分証明書等)発行ができなくなります。

なお、税金の納付や住民票、印鑑証明、税務証明は通常どおり行います。

◆問い合わせ 町民サービスセンター ☎80-1020